

A II 二審

令和2年2月6日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官
令和元年(ネ)第4434号 慰謝料請求控訴事件 (原審・前橋地方裁判所平成30
年(ワ)第413号)

口頭弁論終結日 令和元年12月24日

判決

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

控訴人 今井 豊

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

被控訴人 埼玉 県

同代表者知事 大野 元裕

同訴訟代理人弁護士 柴崎 一彦

同訴訟復代理人弁護士 井上 清茂

同指定代理人 山本 恭紀

同 稲生 弘翼

同 沼端 弘治

同 永山 隆一

同 石田 淳乃

同 相井 明

同 穂馬 乃

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。

2 被控訴人は、控訴人に対し、10万円を支払え。

第2 事案の概要（略称は、原判決のものを用いる。）

1 本件は、控訴人が、控訴人の叔母の太田まり子（太田）は、控訴人に対する脅迫の手段として殺害されたにもかかわらず、浦和西警察署の警察官らによって単なるトラックによるひき逃げ死亡事件に偽装され、組織的に隠蔽を図られたとした上で、埼玉県警本部長又は浦和西警察署警察官らに対して捜査を要求したり、同警察官らに対して電話を同警察署監察課に取り次ぐよう求めたりしたにもかかわらず、同人らが控訴人の要求を拒否したり、無視したりしたことは違法であると主張して、被控訴人に対し、国家賠償法1条1項等に基づき、慰謝料10万円（一部請求）の支払を求める事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却したことから、これを不服とした控訴人が控訴した。

2 当当事者の主張は、後記3のとおり当審における控訴人の補充的主張を付加するほかは、原判決の第2の2に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における控訴人の補充的主張

控訴人は、埼玉県警本部長宛てに捜査要求書面を内容証明郵便で送付し、埼玉県警本部長は、捜査要求書面を受領した（甲11）。埼玉県警が捜査要求書面を紛失したのであれば、埼玉県警にはその取扱上過失がある。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求を棄却すべきであると判断する。その理由は、後記2のとおり当審における控訴人の補充的主張に対する判断を付加するほかは、原判決の第3に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 当審における控訴人の補充的主張に対する判断

控訴人は、埼玉県警本部長宛てに捜査要求書面を内容証明郵便で送付し、埼玉県警本部長がこれを受領したと主張する。

確かに、証拠（甲11）によれば、控訴人が埼玉県警本部長に宛てた郵便物

が、平成28年6月7日、埼玉県警本部長に配達されたことが認められるものの、同郵便物が捜査要求書面であることを認めるに足りる証拠はないから、控訴人の上記主張は採用することができない。また、捜査要求書面が埼玉県警に配達されたことが認められない以上、同書面の紛失に係る控訴人の主張も採用することができない。

3 よって、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官

足立 哲

裁判官

松下貴彦

裁判官

浅香幹子

これは正本である。

令和 2 年 2 月 6 日

東京高等裁判所第 7 民事部

裁判所書記官 酒 井 理 恵

